

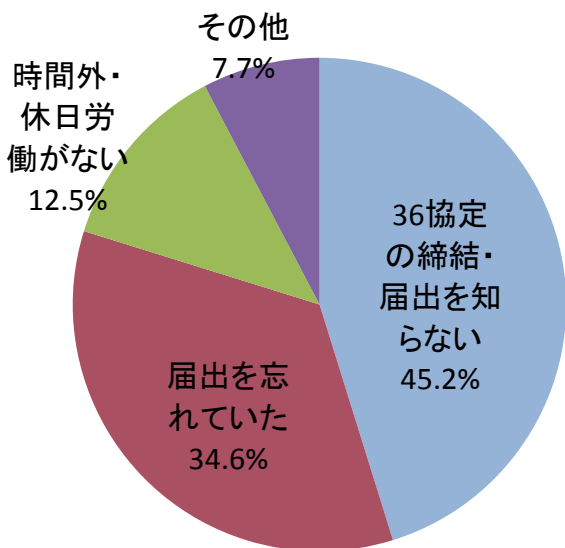
# 36協定届を届け出ていますか？

—届出がない時間外・休日労働は違法です—

時間外労働や休日労働をする際には、労働基準法上、下記の2つの要件が必要となります。

- ①時間外労働・休日労働に関する協定届(「36協定届」という。)を所轄労働基準監督署に届け出る(労働基準法第36条)。
- ②時間外労働は2割5分、休日労働は3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払う(労働基準法第37条)。

## 36協定届を届け出なかった理由



36協定未届事業場に対する監督指導結果  
(平成25年度 104件)

◎36協定届の有効期間は1年とし、1年に1回は届け出てください。


◎場所毎(営業所、支店毎)の単位で所轄監督署(下記管轄区域を参照)に届け出る必要があります。ただし、本社一括で届け出る方法があります。

◎郵送でも受け付けています。2通作成し、切手を貼った返信用封筒を同封して頂ければ受理印を押した控を返送します。

◎36協定届の範囲内で時間外・休日労働が可能となります。また、協定の内容は、限度基準に適合している必要があります。

◎届出日以後に時間外労働・休日労働が有効となります。協定を締結していても、届出前の時間外労働・休日労働は違法となります。

限度基準の内容、36協定届の作成方法等は、[岐阜労働局のHP](#)をご覧ください。36協定の様式や記載例があります。

岐阜労働局 36協定届  で検索

お問合せ先;

岐阜労働局監督課(058-245-8102;  
岐阜市金竜町5-13岐阜合同庁舎3階)  
又は最寄りの労働基準監督署

管轄区域の監督署の

岐阜労働基準監督署	: 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
大垣労働基準監督署	: 大垣市、海津市、安八郡、不破郡、養老郡、揖斐郡
高山労働基準監督署	: 高山市、下呂市、飛騨市、大野郡
多治見労働基準監督署	: 多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
関労働基準監督署	: 関市、美濃市、美濃加茂市、加茂郡
恵那労働基準監督署	: 恵那市、中津川市
岐阜八幡労働基準監督署	: 郡上市

「働き方・休み方改善コンサルタント」を活用しましょう

専門的な知識及び豊富な経験を有するコンサルタントが無料で相談いたします。36協定届の作成方法等労働基準法関係、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進等、労務管理に係る個別のご相談に対応したり、事業場を訪問しています。各種研修会の講師もお受けします。お気軽にご利用ください。

※ 詳しくは岐阜労働局HPに掲載している「時間外労働の限度に関する基準」を参考にしてください。

# 36 協 定 届 の 記 入 例

## 時間外労働 休日労働 に関する協定届

これは1箇月単位の变形労働時間制（週40時間労働制）を採用している場合の記入例です。

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	期 間
電気機械器具製造業	サプロク(株)岐阜工場	岐阜県○○市○○町○○番地(○○○-○○○-○○○○)	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由	労働者の種類 (満18歳以上の者)	延長することができる時間 1日を超え一定の期間(起算日)	
① 下記②に該当しない労働者	業務の種類 プレ作業 機械組立 経理事務	1月(毎月1日) 1年(4月1日)	平成○○年 4月1日から 1年間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	労働者数 5人 10人 1人	7時間20分 2時間 2時間 2時間	
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 プレ作業	45時間 45時間 25時間	
受注・納期の季節的な集中等による一時的な生産量増大のため	労働者の種類 プレ作業 機械組立	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
	5人 10人		平成○○年 4月1日から 1年間
	日曜日 第1 2 3土曜日 祝日	法定休日の内1箇月に1日 始業 8時40分 ~ 終業 17時00分	

協定の成立年月日 平成○○年3月19日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の  
職名 プレス工主任

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）  
氏名 ○ ○ ○ ○

平成○○年3月23日  
使用者

〇〇労働基準監督署長 殿  
氏名 代表取締役社長 サプロク 次郎 印

限度基準(※)の限度時間は以下のとおりです。

一定期間について延長時間の限度

期間	右欄以外の労働時間制	特殊期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間制
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1箇月	45時間	42時間
2箇月	81時間	75時間
3箇月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

### 一 特別条項付き協定の例

限度基準を超えることができるのは、特別な事情がある場合で臨時的なものに限られます。  
 協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）  
 氏名 ○ ○ ○ ○  
 使用者

特別条項付き協定(※)  
 一定期間における延長時間は、1か月45時間、1年360時間とする。ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期が逼迫したときは、労使の協議を経て、6回を限度として、1か月60時間まで延長することができ、1年450時間まで延長することができる。なお、延長時間が1か月45時間、または、1年360時間を超えた場合の割増賃金率は30%とする。